

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

乙部町長 寺 島 努

乙部町条例第 2 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(乙部町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 乙部町病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 2 年乙部町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8」を「第 2 4 3 条の 2 の 9」に改める。

(乙部町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 乙部町簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（令和 5 年乙部町条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8」を「第 2 4 3 条の 2 の 9」に改める。

(乙部町監査委員条例の一部改正)

第 3 条 乙部町監査委員条例（平成 8 年乙部町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8」を「第 2 4 3 条の 2 の 9」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の日（令和 8 年 9 月 2 4 日）から施行する。